

業務センター室への郵送等に関するお願い

各国税局及び沖縄国税事務所において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センター室へ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センター室へ直接持ち込むことはできません。
- 業務センター室では、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センター室では行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター室）で集約処理する取組です。